別記様	:式第	 有110	D2	まる。	ゴクロボル	ーー	サス分子	エの早!	LI IL			
				地区可世	JUJ 公以 r	11111	ける11ヶ				_	-
珀齿卡	毛	崖						审1	和	年	月	日
名円 III.	文	你				届出	者住所					
						氏	名					
							(電話番号)			-		
							(電話番号)			-		
都市計	画污	去第5	8条の)2第1項の規算	定に基づき、		丸山田	J	地区言	計画の区域	或内で	
$ \begin{cases} (1) \\ (2) \\ (3) \\ (4) \end{cases} $	1)土 ¹ 2)建 3)建 4)建	地のE 築物の 築物等 築物等	区画形 の建築 等の用 等の形	彡質の変更 終又は工作物 <i>0</i> 月途の変更	の建設 と を を を を を を を を を を を を を を を を を を							
行 為												
行為の	着手	手予定	定日	•	令和	年	月	日				
					令和	年	月	日				
				の亦宙		Б	がはの五積	i			—	m²
									コム 左右	一		
	ᅮᅡ	1	行為。 	の種別 (建築物の建業	1		Ī		1		転)
築	作	(口)	<u> </u>		<u> </u>	届出	出部分 一	届出以外	-の部分	合	計	
\mathcal{O}	(T)	弘	(i)	敷地面積								m²
建築	建 設	計	(ii)	建築又は建設	殳面積 ── ───		m²		$ m m^2$			m²
又		の概	(iii)	延べ面積			m²		$ m m^2$			m²
14		要	(iv)	高さ 地盤面から	m	(vi) 月						
1			(v)	緑化施設	m²	(vii) 垣	三又はさくの)構造				
(3)	(3) 建築物等				近べ面積							m²
	碧 都 千 行行設 () () 建築物の建築又は南 () () () () () () () () () () () () ()	碧南市 () () () () () () () () () (理解 お	都 (1) 注 (2) 建築物の建築又は (1) 注 (2) 建築物の建築又は (1) 土地 (1) (ii) (iv) (v) (v) (v) (ii) (iv) (v)	地区計画 書南市長様 都市長様 都市計画法第58条の2第1項変更(の2)第ののはでののはでののはででではののはででではのののではできる。 (4)建築物等ののではできる。 (4)建築物等ののではできる。 (5)木がります。 (5)木がります。 (5)木がります。 (6) 本のののではできる。 (7) 本のののではできる。 (7) 本のののできる。 (1) 土地の区ではいいののできる。 (1) 土地の区ではいいののできる。 (2) 建築物の建築スは (1) 土地の区ではいいのできる。 (1) はいののできる。 (1) はいののできる。 (1) はは、いののできる。 (1) は、いののできる。 (1) は、いのできる。 (2) は、いのでき	地区計画の区域内 都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、 (1)土地の区画形質の変更 (2)建築物等の建築又は工作物の建設 (3)建築物等の用途の変更 (4)建築物等の形態又は意匠の変更 (5)木材の伐採 行為の着手予定日 行為の完了予定日 設計又は施行方法 (1)土地の区画形質の変更 (2) て作物の建設 (i) 敷地面積 (ii) 建築スは建設面積 (iii) 建築スは建設面積 (iv) 地盤面から (v) の面積	地区計画の区域内において (電話) (記述) (電話) (記述	地区計画の区域内における行為 碧南市長様 届出者住所氏 名 (電話番号) 代理者住所氏 名 (電話番号) 化理者住所氏 名 (電話番号) 都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、	地区計画の区域内における行為の届出 令	地区計画の区域内における行為の届出書令和 碧南市長様 届出者住所 氏 名 (電話番号) - 代理者住所 氏 名 (電話番号) - 代理者住所 氏 名 (電話番号) - 都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、 丸山町 地区語 (1)土地の区画形質の変更 (2)建築物の建築又は工作物の建設 (3)建築物等の用途の変更 (4)建築物等の形態又は意匠の変更 (5)木材の伐採 行 為 の 場 所 碧南市 丸山町 行為の着手予定日 令和 年 月 日 行為の完了予定日 会和 年 月 日 行為の完了予定日 会和 年 月 日 行為の完了予定日 会和 年 月 日 行為の着手予定日 (1)土地の区画形質の変更 (2) (イ)行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築 建業 設 (ロ) 設計 のの建建築設 (ロ) 設計 のの建建築設 (ロ) 設計 のの建建築設 (ロ) 設計 のの建建築設 (ロ) 機関 (ロ) 規関 (ロ) 機関 (ロ) 機関 (ロ) 規関 (ロ)	地区計画の区域内における行為の届出書 令和 年 碧南市長様 届出者住所 氏 名 (電話番号) (電話番号) (電話番号) 都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、 丸山町 地区計画の区域 (1)土地の区画形質の変更 (2)建築物の建築又は工作物の建設 (3)建築物等の用途の変更 (4)建築物等の形態又は意匠の変更 (5)木材の伐採 記 行為の 場 所 碧南市 丸山町 行為の売了予定日 令和 年 月 日 設計又は施行方法 (1)土地の区画形質の変更 (2) 建 (イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築 変験 計 のの 建築設計 (ii) 敷地面積 (iii) 敷地面積 (iii) が、	地区計画の区域内における行為の届出書 令和 年 月 碧南市長 様 届出者住所 氏 名 (電話番号) (電話番号) (電話番号) (電話番号) 都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、 丸山町 地区計画の区域内で が、

〈連絡先〉 氏名 住所 TEL

備考

の用途の変更(ロ)変更前の用途

(5) 木竹の伐採

(4) 建築物等の形態又は意匠の変更

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することが できる。

変更の内容

伐採面積

(ハ)変更後の用途

m²

- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。 4 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 5 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。